

平成 22 年 3 月 26 日
株式会社 山梨中央銀行

投資信託窓口販売における取扱商品の追加について

株式会社山梨中央銀行（頭取 芦澤 敏久）は、お客さまの多様化・高度化する資産運用ニーズにきめ細かくお応えするため、投資信託窓口販売商品に「アジア・ソブリン・オープン（毎月決算型）」を追加いたします。

当商品は、日本を除くアジア諸国・地域の債券に投資する商品であり、当該国の通貨建て運用を行います。

1. 取扱開始日

平成 22 年 4 月 1 日（木）

2. 商品内容

商品名	アジア・ソブリン・オープン（毎月決算型）
委託会社	国際投信投資顧問株式会社
商品分類	追加型投信 / 海外 / 債券
ファンドの特色	日本を除くアジア諸国・地域のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とします。 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。 毎月 22 日（休業日の場合には翌営業日）に決算を行い、収益配分方針に基づいて分配を行います。 なお、基準価額水準や分配対象収益額を勘案し、委託会社が決定する額を付加して分配を行う場合があります。
申込コース	・分配金受取コース ・分配金再投資コース
申込単位	・分配金受取コース：1 万円以上 1 円単位 ・分配金再投資コース：1 万円以上 1 円単位
定時定額取引（積立）	可能です。
販売手数料	申込金総額に対して 3.15%（税抜 3.00%）の率を乗じて得た額
信託財産留保額	1 万口につき基準価額の 0.3% の率を乗じて得た額
信託報酬	ファンドの純資産総額に、年 1.575%（税抜年 1.500%）の率を乗じて得た額

購入・解約不可日	シンガポールの銀行、シンガポール取引所、香港の銀行、香港取引所のいずれかが休業日の場合には、購入・解約請求することができません。
購入価額	ご購入お申込日の翌営業日の基準価額
解約価額	ご解約お申込日の翌営業日の基準価額
信託期間	無期限
収益分配	<p>毎月22日（休業日のときは翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。</p> <p>・「分配金受取コース」 収益分配金は、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日以内に、販売会社において、受益者にお支払いいたします。</p> <p>・「分配金再投資コース」 収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。</p>
解約代金支払い	ご解約の申込日から起算して6営業日目からお支払いいたします。
課税関係	<p>原則、分配時の普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対して課税されます。</p> <p>なお、税制が改正された場合などは、内容が変更になることがあります。</p>

<p>主な商品リスク</p>	<p>為替変動リスク 本ファンドは、主に日本を除くアジア諸国・地域の通貨建等の有価証券に投資します（ただし、これらに限定されるものではありません。）。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。</p> <p>金利変動リスク 投資している国・地域の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。金利変動に伴う債券価格の変動は、デュレーションが長いほど大きくなります。 デュレーションとは、「債券の平均回収期間」および「金利変動に対する債券価格の変動性」を意味します。</p> <p>信用リスク（デフォルト・リスク） 発行国・地域の債務返済能力等の変化等による格付け（信用度）の変更や変更の可能性などにより債券価格が大きく変動し、ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。 一般的に、新興国の発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。 本ファンドは、投資適格債（BBB 格以上の債券）のほか、投資適格債の格付けを下回る「BB 格以下の債券」も投資対象とします。</p> <p>流動性リスク 有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。 一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買ができない可能性があります。</p> <p>カントリー・リスク 債券の発行国・地域の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。 新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。 ・先進国と比較して経済状況が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率などの経済状況等が著しく変化する可能性があります。 ・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。 ・海外との資金移動の規制導入等の可能性があります。 ・先進国と比較して情報開示に係わる制度や慣習等が異なる場合があります。 この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。</p> <p>カウンターパ-ティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク） 証券取引、為替取引、先物取引、スワップ取引、直物為替先渡取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。</p>
----------------	---

投資信託に関する留意点

- ・投資信託は、預金ではありません。
- ・投資信託は、預金保険の対象ではありません。
- ・当行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は、価格変動を伴う金融商品のため元本は保証されません。本ファンドの主なリスクについては、上記の「主な商品リスク」欄をご確認ください。
- ・投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入いただいたお客さまに帰属します。
- ・投資信託は、書面による契約の解除（クーリングオフ）の適用はありません。
- ・ご契約にあたっては、「契約締結前交付書面」（目論見書）をお渡しいたしますので必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。「契約締結前交付書面」（目論見書）は当行本支店等の窓口にご用意しております。

当行では、今後とも、よりお客さまにご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいります。

株式会社 山梨中央銀行
登録金融機関 関東財務局長（登金）第41号
加入協会 日本証券業協会